

(第二面)

(6) 求償権の適切な行使方法に関する事項	内部規則等の該当条文 (注)
ア 賃借人その他の者(以下この様式において「相手方」という。)に対し、意図的に恐怖を抱かせ又は不安をあおるような言動をすることを禁止している。	
イ 相手方からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、深夜又は早朝等、社会通念に照らして不適当な時間帯に訪問・電話等をすることを禁止している。	
ウ 相手方からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、賃借人等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送信し、若しくはFAXを送信し、又は訪問することを禁止している。	
エ 相手方からの承諾を得ているなど正当な理由がある場合を除き、社会通念に照らして不適当な程度に反復して訪問・電話等をすることを禁止している。	
オ 緊急性が高いなど正当な理由がある場合を除き、無断で物件に立ち入ることを禁止している。	
カ 裁判所における手続きによる場合など正当な理由がある場合を除き、賃貸借契約上の解除権を代理行使することを禁止している。	
キ 貼り紙、文書掲示等により、契約者に賃料債務又は求償債務の滞納が生じている事実を賃借人又はその保証人以外の第三者に明らかにすることを禁止している。	
ク 相手方から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないことを禁止している。	
ケ 物件への入居を完全に排除する物理的な措置を講じることを禁止している。	
コ 物件の明渡完了前に動産の搬出・処分を行うことを禁止している。	
サ 相手方に対し、(6)アイウエキクに掲げる言動をすることを告げることを禁止している。	
シ 賃借人の動産を適法に移動・保管できる場合であっても、その保管状況等について一切の責任を負わない旨を約定することを禁止している。	

(注) 内部規則等の写しを添付すること。

2 苦情・相談発生時の体制等

(1) 苦情・相談担当部門

担当部門名	
電話番号	

(2) 苦情・相談対応責任者

役職名	
-----	--

3 研修の実施状況

法令等を遵守するための研修の実施方法及び実施(予定)時期

実施方法 (複数回答可)	a. 自社内研修を実施 (実施(予定)時期)
	b. 外部研修に参加 (実施(予定)時期)
	c. 通信教育 (実施(予定)時期)
	d. その他 (実施(予定)時期)

年 月 日
商号又は名称
氏 名
〔 法定代理人
商号又は名称
氏 名 〕

地方整備局長
北海道開発局長 殿
沖縄総合事務局長